

木管第206号
令和元年7月30日

木更津市庁舎整備検討委員会委員長 様

木更津市長 渡辺 芳 邦

庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて（諮問）

木更津市附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）第3条の規定に基づき、
庁舎整備に関する下記事項について、理由書、資料（庁舎整備基本構想及び基本計画の見
直しについて）を添えて諮問します。

なお、答申につきましては、令和2年3月までに取りまとめいただきますようお願い申
し上げます。

記

- 1 庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しに関すること

諮問理由書

平成25年10月に策定した庁舎整備基本計画では、同年3月に策定した基本構想に基づき、新庁舎建設にあたっての課題や条件を整理し、必要とされる諸機能、規模、配置、構造について検討するとともに、事業手法の決定及び概算事業費の試算を行いました。しかしながら、その後、事業費等が高騰したことにより、新庁舎建設事業の延期を決定し、現在、仮庁舎へ移転している状況です。

仮庁舎の賃借期限は令和6年度末までであり、令和7年度からの新庁舎供用開始を目指すには、早急に庁舎整備計画を進めていくことが不可欠と考えます。

つきましては、庁舎整備にあたっての課題や条件を整理し、策定済みの庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて、貴検討委員会のご提言をいただきたく諮問を行うものであります。

庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて

庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しにつきましては、以下の内容を調査、審議していただくものであります。

【庁舎整備基本構想】

- (1) 新庁舎等の規模及び概算事業費について
 - ① 新庁舎の規模算定の基本
 - ② 規模算定
 - ③ 建築計画
 - ④ 概算事業費の算出

- (2) 建設事業手法について
 - ① 従来方式、民間活用方式の事業手法の比較検討
 - ② 今後の課題

【庁舎整備基本計画】

- (1) 新庁舎敷地利用計画について
 - ① 敷地利用計画の検討
 - ② 敷地利用計画に関する考え方の整理

- (2) 新庁舎の具体的施設（機能）計画
 - ① 新庁舎の規模
 - ② 駐車場の規模
 - ③ 新庁舎の施設計画

- (3) 事業計画
 - ① 事業手法
 - ② 発注手法
 - ③ 新庁舎整備スケジュール
 - ④ 概算事業費の算出

* 上記以外で新庁舎建設に係る必要な事項に関することについても、調査、審議をお願いいたします。